

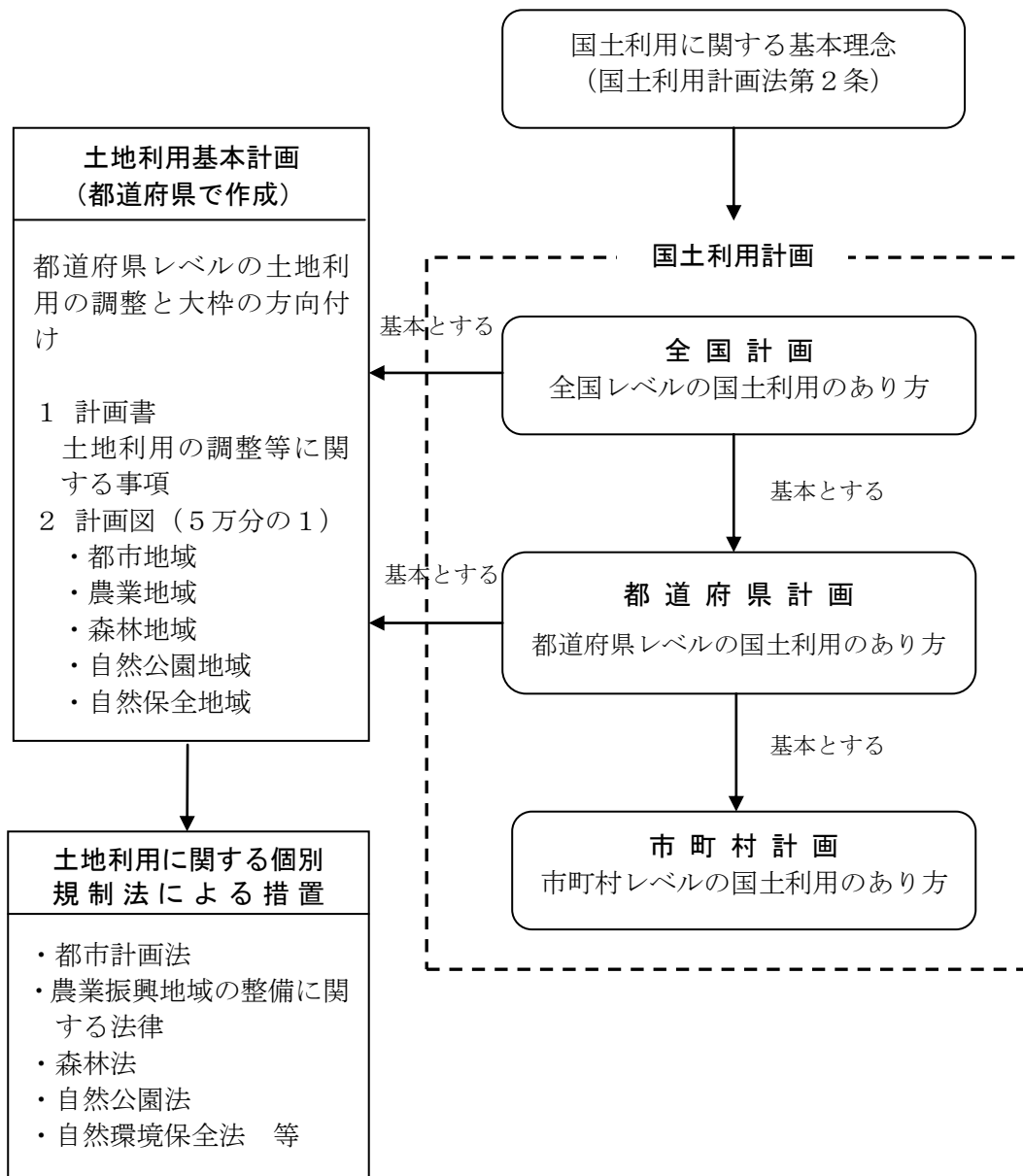
国土利用計画の概要について

1 国土利用計画の概要

国土利用計画は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、国土の利用に関する行政上の指針となるものである。

国土利用計画は、国、都道府県、市町村のそれぞれの区域について定めるものとされており、全国計画については、「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針として、平成27年8月に第五次国土利用計画（全国計画）が策定されている。

【国土利用計画と他の諸計画との関係】



(1) 国土利用計画岩手県計画

国土利用計画岩手県計画は、岩手県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画である。

県は、平成 28 年 7 月に第五次計画を策定し、東日本大震災津波や人口減少等の県土利用をめぐる基本的状況の変化等を踏まえ、①県民の暮らしを支える県土利用、②自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用、③安全・安心を実現する県土利用の 3 つを基本方針として、適切な県土管理と県土利用の質的向上を図ることとしている。

また、平成 25 年を基準年次、平成 37 年を目標年次として、県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要を定めており、それらの事項を達成するために必要な措置を講ずることとしている。

【土地利用区分ごとの規模の目標（第五次計画）】

(単位：km²、%)

利用区分	平成 25 年	平成 37 年	構成比	
			25 年	37 年
農地	1,520	1,506	9.9	9.9
森林	11,722	11,718	76.7	76.7
原野等	84	84	0.5	0.5
水面・河川・水路	344	347	2.3	2.3
道路	452	476	3.0	3.1
宅地	354	360	2.3	2.4
住宅地	236	237	1.5	1.6
工業用地	19	21	0.1	0.1
その他の宅地	99	102	0.6	0.7
その他	803	788	5.3	5.1
合計	15,279	15,279	100.0	100.0
(参考) 人口集中地区 (市街地)	(84)	(84)	—	—

(注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

2 人口集中地区面積は、平成 22 年の国勢調査による面積である。

3 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

(2) 国土利用計画市町村計画

国土利用計画市町村計画は、市町村における国土の利用の基本となるものであり、県計画を基本とするとともに、住民の意向を反映して定めるものとされている。

本県においては、平成 28 年 12 月 31 日現在で 16 市町村が市町村計画を策定している。